

令和 6 年 11 月

会員各位

フリーランス法について

令和 6 年 11 月から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」が施行されました。

フリーランス法は、フリーランスとして受託した業務を安定的に従事できる環境の整備を目的としています。

発注者（特定業務委託事業者＝シルバー人材センター会長）とフリーランス（特定受託事業者＝会員）の取引について、書面等で契約の明示、報酬の支払い期日の設定、募集情報の的確な表示等が義務付けられています。フリーランスには組織との雇用関係がないため労働基準法などの法令が適用されません。

会員の皆様もフリーランスになります。今後は仕事を依頼する際に「就業条件明示書」を提示しますので、確認をお願いいたします。会員の方への就業案内については、原則支所役員からの紹介を経て職員からご説明することに変更ありません。

なお、就業後に「就業期限確認書」を支所で受領しているかと思いますが、この書面とは異なるものになりますので、ご注意ください。